

告 示

埼玉県選管告示第三十五号

平成二十八年七月十日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（西第六区 富士見市）において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条の二第十項において準用する同条第五項の規定により候補者がポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日は、七月一日とする。

平成二十八年六月六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治